

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第58条の3第2項の規定に基づき、令和5年4月1日現在の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

西はりま消防組合
管理者 山本 実

<行政職給料表>

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	役職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	65	22.7%	主事	65	94	32.9%	主事級
2級	特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事の職務	29	10.1%	主事	29			
3級	係長又は主査の職務	75	26.2%	主査	51	75	26.2%	係長級
				係長	24			
4級	課長補佐又は副主幹の職務	34	11.9%	副主幹	34	34	11.9%	課長補佐級
5級	副署長、課長、室長、分署長、出張所長又は主幹の職務	63	22.0%	課長	8	82	28.7%	課長級
				室長	1			
				分署長	2			
				出張所長	3			
				主幹	49			
6級	(1) 次長、参事又は署長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する副署長、課長、室長、分署長又は出張所長	19	6.7%	次長	1	82	28.7%	課長級
				署長	5			
				副署長	5			
				課長	6			
				分署長	1			
				出張所長	1			
7級	(1) 消防長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する次長又は署長の職務	1	0.4%	消防長	1	1	0.3%	部長級
		286	100%					

※職員数には、再任用職員等は含まない。